

平成31・32年度 小額修繕契約にかかる施工業者の登録について 募 集 案 内

この制度は、大阪市環境局が発注する、当局所管施設の機能回復を目的とする小額な修繕(以下「小額修繕等」という。)について、受注を希望される方を登録するものです。

1. 登録できる方(※下記の全てを満たしている方)

- (1) 平成31・32年度の本市入札参加資格(承認日 平成31年4月1日予定)において、登録を希望する工種に応じた種目で入札参加資格審査申請を行っているもの。
- (2) 登録申請時において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないもの。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しないもの。

2. 対象となる小額修繕等詳細について

平成31年2月27日以降に、大阪市ホームページ「環境局入札・契約のお知らせ」等に掲載する公募文を参照願います

⇒ <http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000022520.html>

3. 登録すると

当局の「小額修繕等施工業者登録名簿」に登載して、当局所管施設における小額修繕等の業者選定の対象となります。

ただし、認定された方は、大阪市環境局が発注する小額修繕等の契約の際に業者選定の対象となりますが、指名や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

(裏面に続く)

4. 指名されたら

原則として、案件ごとに複数の業者との見積もり合わせを行い、最低価格の方と契約することになります。

なお、見積り合わせに指名されても、都合により辞退することは自由です。辞退するときは、必ず辞退届を提出してください。

ただし、契約締結後の辞退はできません。

また、見積書の提出に要する経費（現地確認、見積書作成等）は見積者の負担となります。

5. 契約をすると

契約にあたっては、発注担当の指示に従ってください。

また、施工にあたっては、大阪市契約規則、その他関係法令等に基づき、信義に従い誠実に行なわなければなりません。

なお、いわゆる丸投げ等の一括下請けはできませんので、希望業種は自ら施工できる範囲で登録してください。

6. 登録の有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

7. 請負代金の支払い

修繕等完了後の検査に合格後、請求に基づき支払いを行います。

なお、前払金、出来高による部分払金はありません。

8. 登録の受付及びお問い合わせ

平成31年2月27日(水)から3月26日(火)まで。(閉庁日は除く)

いずれの日も、午前9時から午後5時30分まで。

(午後0時15分から午後1時を除く)

大阪市 環境局 総務部 総務課 (契約グループ)

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 (あべのルシアス13階)

電話: 06-6630-3122 ファックス: 06-6630-3580